

営繕工事請負契約における 設計変更ガイドライン(案)

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 施工基準係長 小川 良典

1 はじめに

国土交通省では、直轄営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念に則り、関係機関等との協議を調べ、適正な工期で円滑かつ効率的な事業執行に努めています。一方で、各地方自治体に対して出された「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について（平成26年1月24日総行第12号、国営計第102号、国土入企第24号）」には、更なる円滑な施工確保を図るための具体的な措置として、「発注の前提となっている設計図書に基づく数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合は、その適切な見直しを図るよう徹底すること。（4. 設計図書の適切な見直し）」が挙げられています。

このような状況において官庁営繕部では、公共建築工事の円滑な施工確保に向けて総合的に取り組むにあたり、平成26年3月に『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)』（以下、「本ガイドライン(案)」）を作成いたしました。本ガイドライン(案)は、工事請負契約締結後の設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止に関する発注者・受注者の手続き上の留意点等を示すもので、契約当事者双方の責任範囲の明確化、手続きの透明性の向上及びこれらによる円滑な事業実施を目的としています。なお、本ガイドライン(案)は、国土交通省制定の工事請負契約書（以下「契約書」）と公共建築工事標準仕様書が適用

された建築工事を前提として作成しています。

2 本ガイドライン(案)の概要

本ガイドライン(案)は、主に「設計変更ガイドライン」と「工事一時中止ガイドライン」で構成されます。まず、設計変更ガイドラインでは、主に契約書第18条、第19条における条件変更等に関して、設計変更を実施する際の発注者及び受注者の留意点や設計変更に係る手続きについて示しています。次に、工事一時中止ガイドラインでは、契約書第20条における工事の中止に関して、工事を中止する場合の考え方や中止に係る増加費用の項目を記載しています。なお、地方整備局等においては、本ガイドライン(案)を参考に、その地方特有の実情を考慮しつつ、地方整備局版としてまとめることとしています。

3 設計変更ガイドライン

以下、設計変更ガイドラインについて、重要な事項をご紹介します。ただし、本稿で示す内容は、工事に携わる技術者に対して、一般的な考え方を示すもので、個別の対応については、当該の請負契約における発注者及び受注者の協議等によります。

(1) 適切な設計変更の必要性

一般に建設工事は、発注者と受注者の間で請負

契約を締結することにより開始され、受注者の仕事の完成と工事目的物の引渡し、そして発注者側の代金の支払いで終了します。公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）の基本理念には、「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。」¹とあり、設計変更を実施する際にも、発注者と受注者が各々の役割を適切に理解し、設計変更の手続きについて両者が了解していることが重要となります。

（2）設計変更に関する留意事項（受注者）

適切に設計変更を実施するためには、受注者は以下の事項について、留意する必要があります。

- ①受注者は契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に提出し確認を求める。
- ②発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聴いた上で回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- ③受注者自らの都合による提案・変更の場合は設計変更の対象とならないことに留意する。
- ④受注者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

（3）設計変更に関する留意事項（発注者）

一方で、発注者側にも以下のような留意すべき事項があります。

- ①協議の回答は契約書により、発注者が契約書第18条第3項により調査の終了後14日以内にする事となっている。期限内の回答は発注者の責務である。
- ②発注者は関係部局の調整後、速やかに書面によ

1 公共工事の品質確保の促進に関する法律は、2014年5月1日現在、国会にて改正案を審議中です。

る指示・協議等を行う。

- ③当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- ④当該事業（工事）における設計変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別工事で発注すべき内容ではないか）を明確にする。）
- ⑤設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- ⑥自主施工の原則（詳細は（6）指定・任意の正しい運用を参照）を踏まえた適切な対応が必要である。

（4）設計変更が不可能なケース

下記の場合においては、原則として設計変更が実施されません。ただし、契約書第26条（臨機の措置）による対応の場合はこの限りではありません。

- ①設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わない、又は発注者からの「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ②発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。
- ③契約書・公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約書第18条～第24条、公共建築工事標準仕様書1.1.9～1.1.10）。
- ④指示・協議等、正式な書面によらない場合。
- ⑤総合評価方式による技術提案の内容を変更して施工を実施した場合（条件変更等を伴わない場合）。

（5）設計変更が可能なケース

一方で、受注者が契約書第18条に該当する事実を発見したときは、監督職員に通知し、その確認を請求しなければなりません。これらは、すべて設計変更が可能なケースです。

- ①設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第18条第1項の二）。
- ②設計図書の表示が明確でない場合（第18条第1

項の三)。

- ③設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第18条第1項の四）。
- ④設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（第18条第1項の五）。

また、発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合（契約書第19条に該当）や、受注者の責めに帰することができない事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合（契約書第20条に該当、詳細は工事一時中止ガイドラインを参照）も設計変更可能なケースにあたります。

(6) 指定・任意の正しい運用

設計変更を実施する際の前提として、発注者及び受注者双方は「指定」と「任意」の違いを正しく理解しておく必要があります。

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定める（以下、「任意」）ものとされており、これは「自主施工の原則」とも言われています（契約書第1条第3項を参照）。したがって、設計図書で指定されていないが、〇〇工法で積算しているとき、「〇〇工法以外での施工は不可」と発注者が対応することは、不適切な例となります。

ただし、発注者が仮設・施工方法等を特別に定める場合もあります（以下、「指定」）。また、仮設物の施工に関する一部例外として、任意仮設に係る経費が予定価格の総額に占める割合が大きいなど、その入札額に大きな影響を与えることが予想される場合においては、施工方法の任意性に配

慮するため契約の条件等とは定めないまでも、参考として仮設物の図面等を示す場合もあります。（表1参照）

以下に、「指定」と「任意」に関する留意事項をまとめます。

- ①任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ②任意については、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象として扱わない。
- ③任意であっても、関係する設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないときは、公共建築工事標準仕様書1.1.8（疑義に対する協議等）又は契約書第18条（条件変更）第1項、第2項の手続きによる。

4 工事一時中止ガイドライン

発注者は、契約書第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければなりません。ここでは、工事一時中止ガイドラインの重要な事項をご紹介します。

(1) 営繕工事において工事を中止すべき場合

受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合として、契約書第20条第1項には以下の2つが規定されています。

- ①工事用地等の確保ができない等のため受注者が

表1 指定・任意について各図面における扱い

	任意	指定
設計図書による表示	施工方法等の具体的な記述なし。	施工方法等に関する具体的な記述あり（文章又は図示等による）。
参考図	<p>応札者に対する参考として、発注者側の施工方法等に関する積算上の考え方を示すもので、受注者を拘束するものではない。</p> <p>受注者は、自身の責任で施工計画を立案する。</p>	

工事を施工できないと認められるとき。

- ②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき。

ここで、「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味しており、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではないことに注意が必要です。例えば、営繕工事における①の例としては、同一現場内に建築、電気設備及び機械設備等複数の工種の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合等が該当します。また、同様に②の例としては、地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合や、埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合が挙げられます。

なお、契約書第20条第2項により、上記①②の2つの規定以外にも、発注者が必要であると認めるときは（工事の完成前に限る）、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができます。

(2) 基本計画書について

営繕工事においては、工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、工事を中止する場合において、受注者は中止期間中の工事現場の管理に関する計画（以下、「基本計画書」）の作成を行うこととしています（現場説明書等の設計図書に明記）。基本計画書に記載すべき内容を以下に示します。

- ①中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。
- ②中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- ③工事現場の維持・管理に関する基本的事項。

(3) 増加費用の考え方

契約書第20条第3項には、発注者は工事の施工を中止させた場合において「必要があると認めら

れるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない、と規定されています。したがって、中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う必要があります。ここで一時中止に伴う増加費用とは、以下の3項目及び受注者の本支店における必要な費用を指します（図1）。

①工事現場の維持に要する費用

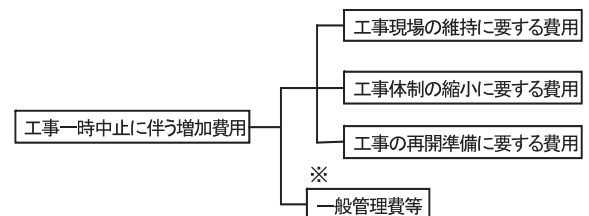
中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等。

②工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等。

③工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

図1 一時中止に伴う増加費用の構成

5 おわりに

設計変更及び工事一時中止を適切に実施するためには、発注者と受注者双方は工事の施工に際し、本稿の内容を予め理解し、各々の役割分担について共通認識を持つことが肝要です。これにより、公共建築工事の品質確保、更には円滑な施工確保に繋がるものと考えています。